成14年９月５日付け国官技第142号、平成20年９月26日付け国官技第126号並びに平成23年３月28日付け国官技第361号、平成30年１月４日付け国官技第187号にて改正）又は「沖縄総合事務局開発建設部（営繕事業及び港湾・空港事業を除く。）業務委託等成績評定要領」に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

⑷　工事企業の参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち、１⑸に掲げる工事業務を実施する者（以下「工事企業」という。）は、次の①から③までの要件を満たさなければならない。但し、工事業務に係る調整業務のみを実施する者はこの限りでなく、次の②の要件又は⑶に掲げる設計企業の参加資格要件②を満たせば良いものとする。

①　沖縄総合事務局における令和５・６年度一般競争参加資格のうち、「アスファルト舗装工事」に認定されている、又は申請中であること。なお、開札の時までに、上記一般競争参加資格の認定を受けていなければならない。

②　平成20年度以降に完成した、元請けとして、下記の㋐から㋒までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員が、平成20年度以降に元請けとして下記に示す同種の工事を施工した実績を有すること。）。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応により工事の一時中止等を行ったことにより完成しない工事等については評価の対象とする。

㋐　電線共同溝又は情報ボックス若しくは電線類の地中化工事の施工実績

㋑　供用中の道路法上の道路（国道・都道府県道・市町村道のいずれか）で、交通規制を伴う工事の施工実績

㋒　上記㋐、㋑は同一工事の施工実績とする。

なお、当該実績が沖縄総合事務局開発建設部又は国土交通省の発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。）に係る実績である場合においては、工事成績評定点が65点未満のものは除く。

③　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。なお、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。なお、第一次審査資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、下記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

㋐　主任技術者は１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

・１級建設機械施工管理技士（旧１級建設機械施工技士）の資格を有する者
・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学、農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業―農業農村工学、農業土木」又は「森林―森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者
・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

監理技術者にあっては１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

・１級建設機械施工管理技士（旧１級建設機械施工技士）の資格を有する者
・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学、農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業―農業農村工学、農業土木」又は「森林―森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者
・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

㋑　平成20年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した上記②㋐から㋒までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の配置予定の主任（監理）技術者が同種工事の経験を有していればよい。）。ただし、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応により工事の一時中止等を行ったことにより完成しない工事等については評価の対象とする。

当該実績が沖縄総合事務局開発建設部又は国土交通省の発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。）に係る実績である場合においては、工事成績評定点が65点未満のものは除く。

また、配置予定主任技術者又は監理技術者が、対象期間に、産前休業※、産後休業※、育児休業※、介護休業※を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を対象期間の以前に加えることができる。

※詳細は入札説明書による。

㋒　配置予定技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係（参加表明書等の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

㋓　配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

㋔　配置予定技術者については、同一の技術者を重複して他の工事等の候補者とすることは差し支えないが、他の工事等を落札したこと及びその他やむを得ない理由（死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等）により、配置予定技術者を当該工事業務の現場に配置できなくなった場合は、入札前においては直ちに入札の辞退を行うこと。万一これらの行為を行わずに入札した者に対しては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。また、入札後から落札者の決定前において他の工事等を落札したこと及びその他のやむを得ない理由（死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等）により、配置予定技術者を当該工事業務に配置できなくなった場合は、直ちにその旨を３⑴の担当部局に通知すること。万一落札者の決定までに当該通知を行わなかった者に対しては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

⑸　工事監理企業の参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち、１⑸に掲げる工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）は、次の①から④の要件を満たさなければならない。

①　沖縄総合事務局における令和５・６年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている、又は申請中であること。なお、開札の時までに、上記一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていなければならない。

②　次のいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成20年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務としての実績は含まない）とする。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応により業務の一時中止等を行ったことにより完了しない業務については評価の対象とする。当該業務の一時中止措置を執られたことが分かる資料を参考として添付すること。

㋐　発注者支援業務※
㋑　公物管理補助業務※
㋒　ＣＭ業務
㋓　ＰＦＩ事業技術アドバイザリー業務
㋔　土木設計業務
㋕　調査検討・計画策定業務
㋖　管理施設調査・運用・点検業務
㋗　測量業務
㋘　地質調査業務

※詳細は入札説明書による。